

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。

しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

ご存知
ですか?

1 健康保険が使えます

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)



2 健康保険は使えません(全額自己負担になります)



- × 日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良
- × スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- × 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- × 脳疾患後遺症などの慢性病
- × 過去の交通事故等による後遺症
- × 慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- × 同一負傷に対して同期間に保険医療機関などで診療を受けている場合
- × 症状の改善の見られない長期の治療
- × 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- × 工作中や通勤途上におきた負傷

ご注意
ください!!

慢性的な肩こりや腰痛に対し、「健康保険が使える」として施術を行う整骨院や接骨院がありますが、「健康保険は使えません」のでご注意ください。

3

柔道整復師にかかる場合の注意事項

1 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は「協会けんぽ」へ連絡をしてください。



2 病院との重複受診は健康保険扱いできません

同一の負傷について、同期間に医師の治療と柔道整復師の治療を重複して受けた場合、原則として柔道整復師の治療費は全額自己負担になります。ただし、負傷の状態の確認のために医師の検査を受ける場合や、投薬のために病院に行くことは可能ですので、このような場合は医師の指示を得てその旨を柔道整復師に申し出てください。

3 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名または捺印しましょう

療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に署名する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認し、署名しましょう。白紙の用紙にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは、間違いにつながる恐れがありますので注意してください。



4 領収書をもらいましょう。

領収書は必ずもらいましょう。金額などに相違があれば、「協会けんぽ」までご連絡ください。なお、領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。

5 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。



6 「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です

4

「協会けんぽ」より治療内容についてお尋ねすることがあります

柔道整復師の請求の中には、健康保険の対象とならない治療の請求や架空請求、水増し請求といった不適切な請求も一部に見受けられます。そこで、適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、「協会けんぽ」より電話または文書で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。そのため、受診の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）、領収書の保管をしていただき、照会がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。

